

「近畿中学校総合体育大会引率・監督細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、校長が やむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者としての外部指導者や他校の校長・教員に よる引率や監督を認めるものではない。

1 引率者としての外部指導者の規定

- ① 当該校長が認めた二十歳以上であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事 前に校長との間で外部指導者としての契約(本連盟における手続き・報告は、様式1、2、3 をもって行う)がなされていること。
- ② 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- ③ 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長 または競技専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- ④ この規定以外のことは、各競技専門部の規定及び大会要項の通りとする。

2 引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。① 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合

・出場校の校長は、様式2、3により手続きを行ったうえで、開催府県事務局及び開催府県専門 部に様式1をもって報告する。

② 他校の校長・教員へ監督を依頼する場合

- ・出場校の校長と当該中学校体育連盟競技専門部で協議のうえ、出場校の校長が、監督を引き受 けた校長・教員の所属長(校長)と本人に文書で依頼する。
- ・その際は、様式4、5、6、7により手続きを行ったうえで、開催府県事務局及び開催府県専 門部に様式1をもって報告する。

3 生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う。

4 引率上の留意点及び大会会場における留意点

① 引率上の留意点等

- (a) 引率時は、公の交通機関を利用する。
- (b) 引率者としての外部指導者は任意の傷害保険等に参加する。加入手続きは、外部指導者 が行い、費用は原則として自己負担とする。
- (c) 引率にかかわる外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
- (d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
- (e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
- (f) 宿泊する場合は、学校(大会本部)より指示された宿舎とする。

② 大会会場における留意点等

引率者は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じるとともに、当該人物については、以降一切の参加を認めない。(a) 大

会要項を遵守し、責任ある行動をとる。

(b) 各競技会場の使用上のきまりに従う。

(c) 競技上の抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡をとる。(d)

ゴミ等は、持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。

平成29年度第6回理事会 改正(主旨文言)

令和 4年度第5回理事会 改正

(3 外部指導者監督権)

令和 4年度第6回理事会 改正

(名称・主旨・全項目文言修正)